

茅ヶ崎市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和4年12月28日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	成田	博隆
同	伊藤	素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

教育推進部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和4年12月26日（月）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 社会教育課南湖公民館

〈ウォータークーラー水質検査手数料〉

ウォータークーラー水質検査手数料について、見積書に不備がありました。

(2) 学校教育指導課

〈会計年度任用職員の報酬及び費用弁償〉

会計年度任用職員の報酬及び費用弁償について、計算誤りによる過少払いが1件ありました。

〈日本語指導協力者の謝礼金〉

日本語指導協力者の謝礼金について、計算誤りによる過少払いが

1 件、過払いが 1 件ありました。

(3) 教育センター

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。